

第 1 部

総 説



## 第1章 平成27事務年度（平成27.7.1～平成28.6.30）の主要事項

### 1 平成28年熊本地震への対応

#### (1) 国税の申告・納付等の期限の延長

平成28年熊本地震発生直後の平成28年4月21日に、熊本県の国税に関する申告・納付等の期限を延長（地域指定）する旨公表した（4月22日告示）。

#### (2) 被災地への支援

平成28年4月22日から6月30日まで、熊本国税局及び熊本県下7税務署において、11の市町村に対して延べ約800名の職員を派遣し、り災証明書の発行業務等の支援を行った。

#### (3) 避難者の受入れ

平成28年4月16日から5月8日まで、税務大学校熊本研修所において、延べ約2,800名（1日当たり最大約220名）の避難者の受入れを行った。

#### (4) 酒類業関連

##### イ 免許手続等の特例

被災した酒類製造場等に係る免許等の手続や被災酒類に係る酒税相当額の還付手続等について弾力的な取扱いを定め、酒類業者に対して周知した。

##### ロ 中小企業施策の効果的活用に向けた支援等

中小酒類業者が活用可能な各種中小企業施策（被災中小企業・小規模事業者対策等）に関する情報提供をきめ細かく実施するとともに、各種中小企業施策の活用に関する相談に対し、関係行政機関と協調して対応した。

### 2 国際課税への取組

#### (1) BEPSプロジェクトへの対応

BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェ

クトは、近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動の実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、経済協力開発機構（OECD）において平成24年に立ち上げられた。

BEPSプロジェクトには、OECD加盟国のみならず、OECD非加盟のG20メンバー8か国も参加し、15の行動について議論を行った結果、平成27年10月に最終報告書が公表され、同年11月にG20サミットに報告された。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、各国政府・多国籍企業の透明性を高めるための、様々な勧告がなされており、国税庁は、勧告内容の円滑な実現に向けて次の施策に取り組んだ。

① 行動1に関連して、平成27年度税制改正において、国内外の事業者間の競争条件の不均衡を是正する観点から、平成27年10月以降、国外の事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引に消費税を課すこととされたことから、この制度の円滑な実施のため、関係省庁と連携し、国外事業者が加入する経済団体等へ改正内容の周知依頼を行うとともに、これらの団体や在京大使館を対象とした説明会への講師派遣等を行った。

② 行動5に関連して、相互協議を伴わない事前確認のような企業と税務当局間の事前合意について関係国に自発的に情報を提供することとされたことから、既

存の情報交換の枠組みを用いて相互協議を伴わない事前確認に関する情報交換を実施した。

③ 行動13に関連して、平成28年度税制改正において、移転価格税制に係る文書化制度の整備が行われたことから、この制度の円滑な実施のため、適用基準や執行方針の明確化を図りつつ、積極的な制度周知・広報を行った。

④ 行動14に関連して、相互協議の効果的・効率的な実施のための「ミニマムスタンダード」や「ベストプラクティス」の策定に係る議論及び各国の履行状況をモニタリングするための枠組みに係る議論に参加し、多国間での協調に取り組んだ。

## (2) 共通報告基準（CRS）による金融口座情報の自動的交換への対応

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」が公表された。

今後、①各国の税務当局はこの基準に基づき、自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する金融口座情報（氏名・住所、個人番号・法人番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）の報告を受け、②租税条約等の情報交換規定に基づきその非居住者の居住地国の税務当局との間でその情報を提供し合うこととなる。

我が国では、平成30年4月30日までに国内に所在する金融機関から初回の

報告、同年9月30日までに初回の外国の税務当局への情報提供を開始するとともに、諸外国からもその国の金融機関等に保有されている日本居住者の金融口座情報の提供が開始されることから、この自動的交換の円滑な実施に向け、OECDにおける作業を含む各国の税務当局との連携強化、システム開発準備、制度の広報・周知等を実施した。

## 3 酒類表示基準の策定

国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」の国際的な認知の向上や消費者にとって分かりやすい表示などの観点から、平成27年10月30日に「果実酒等の製法品質表示基準」を制定した。

また、日本産酒類のブランド価値向上などに有効な地理的表示（GI：Geographical Indication）の活用促進を図る観点から、平成27年10月30日に「酒類の地理的表示に関する表示基準」の改正を行った。さらに、この改正後の制度に基づいて、平成27年12月25日に国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定した。

## 4 社会保障・税番号制度（マイナンバー）制度への対応

### (1) 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、平成27年10月からマイナンバー（個人番号）及び法人番号の通知が行われ、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野での利用が開始された。国税庁はマイナンバー及び法人番号の利活用機関であるとともに、法人番号の付番機関となっている。

(2) 番号法の施行に向けた対応

マイナンバー制度導入後の税務署等における事務処理が円滑かつ適切に実施されるよう、全職員を対象にマイナンバー制度の概要及び各事務系統別の事務処理に関する職員研修を実施した。

また、マイナンバー制度に関する納税者からの問合せや相談に適切に対応するため、平成27年10月以降、税務署にマイナンバー制度に関する相談窓口を設置するなど、相談体制を整備した。

(3) マイナンバー制度に係る周知・広報への対応

納税者のマイナンバー制度に対する理解度を深め、マイナンバー制度の円滑な導入・定着が図られるよう、前事務年度に引き続き、関係民間団体等のニーズ等に応じた説明会を積極的に開催するとともに、国税庁ホームページの特設サイトの内容を充実させるなど、効果的な周知・広報に努めた。

(4) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての取組

国税庁では、マイナンバー制度の導入を契機として、納税者利便の向上や行政事務の効率化の観点から、マイナンバー及び法人番号の利活用方策の検討を進めており、これらの施策の実現に向けた検討や必要なシステム改修等を行った。

(5) 法人番号付番機関としての取組

平成27年10月以降、法人番号の指定、通知及びインターネット上に開設した「国税庁法人番号公表サイト」での法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）の公表を実施しているほか、法人番号が社会的なインフラとして幅広い分野で利活

用されるよう、行政機関や関係民間団体に対する制度説明及び利活用の働きかけを行っている。

また、国税庁を国連が定める規則及び国際標準規格に基づき組織（企業）コードを発番する機関として登録した。これにより、法人番号を国際的にも唯一無二性を確保した識別コードとして、

① 企業間取引（電子商取引）における企業コードとしての利用

② 電子タグなどの自動認識メディア（非接触技術を用いたICチップ）の識別子の中で活用される企業コードとしての利用

が可能となっている。

(6) 税制改正への対応

平成28年度の税制改正において、一部の税務関係書類についてはマイナンバーの記載を要しないこととする改正が行われたことから、対象となる税務関係書類を具体的に示した国税庁告示（国税通則法施行規則第15条第1項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（国税庁告示第7号））を、平成28年3月31日付で公布した。

**5 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及及び定着に向けた取組**

国税電子申告・納税システム（e-Tax）については、平成26年9月に決定された「財務省改善取組計画」（以下「改善取組計画」という。）に基づき、その普及及び定着を国税庁における当面の最重要課題の一つと位置付け、各種施策に取り組んだ。

具体的には、関係民間団体と連携しつつ納税者への個別勧奨、税理士に対する代理送信の協力要請及びマイナンバーカード取得者等に対して、市区町村と連携し、e-Tax

の利用についての周知・広報を行った。

また、平成28年4月以降、e-Taxで申告等を行う際に別途書面で提出する必要がある出資関係図や登記事項証明書などの添付書類について、書面による提出に代えてイメージデータによる提出を可能とするとともに、法人税申告の財務諸表等について、税務・会計ソフトが持つデータを送信できるようにe-Taxで受付可能なデータ形式に変換するプログラムを税務・会計ソフト開発業者へ提供したほか、平成28年5月以降、e-Taxの受付日について、法人税申告等の提出が多い、5月、8月及び11月の最後の土曜日及び日曜日も受け付けるよう拡大し、地方税ポータルシステム（eLTAX）と共通化するなど、利便性向上に向けたシステム改善を実施した。

改善取組計画では、e-Taxの利用者満足度や利用率などが評価指標として掲げられており、平成27年度実績値の多くが前年度を上回り、順調にe-Taxの普及及び定着が図られている。

## 第2章 租税収入状況

### 第1節 経済概況

我が国の平成27年度の経済動向については「平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成28年1月22日閣議決定）」において、「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には中国を始めとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れがみられた。

政府は、『希望を生み出す強い経済』、『夢をつむぐ子育て支援』、『安心につながる社会保障』の実現に向け、平成27年11月26日に『一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策』（以下『緊急対策』という。）を取りまとめた。雇用・所得環境が改善する中、緊急対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれる。」とされている。

なお、平成27年度における主要経済指標は以下のとおりである。

#### 1 国内総生産

平成27年度の実質国内総生産は、実額で529.2兆円（平成26年度524.8兆円）、成長率は0.8%増（平成26年度0.9%減）となった。

名目国内総生産は、実額で500.5兆円（平成26年度489.6兆円）、成長率は2.2%増（平成26年度1.5%増）となった。

#### 2 個人消費

平成27年度の実質民間最終消費支出は、実額で306.5兆円（平成26年度307.2兆円）、前年度比0.2%減（平成26年度同2.9%減）となった。

#### 3 住宅投資

平成27年度の新築住宅着工件数は92.1万戸（平成26年度88.0万戸）で前年度比4.6%増（平成26年度同10.8%減）となった。

実質民間住宅投資は、実額で13.5兆円（平成26年度13.1兆円）、前年度比2.4%増（平成26年度同11.7%減）となった。

#### 4 設備投資及び鉱工業生産

平成27年度の実質民間企業設備投資は、実額で72.2兆円（平成26年度70.7兆円）、前年度比2.1%増（平成26年度同0.1%増）となった。

鉱工業生産指数は97.4（平成26年度98.4）となり、前年度比1.0%減（平成26年度同0.5%減）となった。

#### 5 国際収支

平成27年度の輸出は、通関額（円ベース）で、実額で74.1兆円（平成26年度74.7兆円）、前年度比0.7%減（平成26年度同5.4%増）となり、輸入は実額で75.2兆円（平成26年度83.8兆円）、前年度比10.3%減（平成26年度同1.0%減）となった。

この結果、平成27年度の貿易収支（国際収支ベース）は0.5兆円の黒字（平成26年度6.6兆円の赤字）、経常収支は18.0兆円の黒字（平成26年度8.7兆円の赤字）となった。

#### 6 労働力需要

平成27年度の有効求人倍率は1.23倍（平成26年度1.11倍）と0.12ポイント上昇し、完全失業率は3.3%（平成26年度3.5%）と0.2ポイント低下した。

## 7 物価動向

平成 27 年度の国内企業物価指数は 101.8 (平成 26 年度 105.2) となり、前年度比 3.2%減 (平成 26 年度同 2.7%増) となった。

消費者物価指数 (除く生鮮食品) は 100.0 (平成 26 年度 100.0) となり、前年度比で横ばい (平成 26 年度同 2.8%増) となった。

## 第 2 節 租税収入状況

### 1 平成 27 年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

平成 27 年度一般会計「租税及び印紙収入」(以下「一般会計分税収」という。)の決算額は、56兆 2,854 億円であり、予算額 (補正後予算額。以下同じ。) 56兆 4,240 億円に対して 1,386 億円 (0.2%) の減収となり、前年度の決算額 53兆 9,707 億円に対して 2兆 3,147 億円 (4.3%) の増収となった。

なお、源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合 (決算額ベース) は 31.6% と前年度の 31.1% を上回り、法人税の一般会計分税収に占める割合は 19.2% と前年度の 20.4% を下回った。

### 2 主要税目別収入状況 (平成 27 年度一般会計分)

#### (1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、14兆 7,732 億円であり、予算額に対して 672 億円 (0.5%) の増収、前年度決算額に対して 7,464 億円 (5.3%) の増収となった。

#### (2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、3兆 340 億円であり、予算額に対して 1,500 億円 (5.2%) の増収、前年度決算額に対して 2,705 億円 (9.8%) の増収となった。

#### (3) 法人税

法人税の決算額は 10兆 8,274 億円であり、予算額に対して 9,136 億円 (7.8%) の減収、前年度決算額に対して 2,042 億円 (1.9%) の減収となった。

#### (4) 相続税

相続税の決算額は、1兆 9,684 億円であり、予算額に対して 2,074 億円 (11.8%) の増収、前年度決算額に対して 856 億円 (4.5%) の増収となった。

#### (5) 消費税

消費税の決算額は、17兆 4,263 億円であり、予算額に対して 3,143 億円 (1.8%) の増収、前年度決算額に対して 1兆 3,973 億円 (8.7%) の増収となった。

#### (6) 酒税

酒税の決算額は、1兆 3,380 億円であり、予算額に対して 300 億円 (2.3%) の増収、前年度決算額に対して 104 億円 (0.8%) の増収となった。

#### (7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆 4,646 億円であり、予算額に対して 14 億円 (0.1%) の減収、前年度決算額に対して 218 億円 (0.9%) の減収となった。

### 3 平成 27 年度国税収入直接税割合

直接税 (源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税及び地価税並びに地方法人税、地方法人特別税、復興特別所得税及び復興特別法人税) の特別会計分を含む税収総計に占める割合 (決算額ベース) は 56.0% と前年度の 56.8% を下回った。

なお、平成 20 年度から平成 25 年度までの直接税の内訳に「地方法人特別税」を含めた割合は、平成 20 年度が 57.7%、平成 21 年度が 52.9%、平成 22 年度が 56.3%、平成 23 年度が 57.2%、平成 24 年度が 58.7%、平成 25 年度が 60.8% である。